

災害共済給付 請求ガイドブック

保護者用



日本スポーツ振興センター（JSC）

JAPAN SPORT
COUNCIL

令和7年4月発行

目 次

I 災害共済給付制度について

1	加入対象となる学校・保育所等・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	共済掛金の額・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	給付の対象となる災害共済給付の範囲と給付金額・・・・・・・・	5
	（1）医療費	
	（2）障害見舞金	
	（3）死亡見舞金	
	（4）附帯業務	
4	給付の対象となる学校・保育所等の管理下の範囲・・・・・・・・	8
5	時効・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	（1）医療費	
	（2）障害見舞金・歯牙欠損見舞金	
	（3）死亡見舞金	
6	支給期間・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	（1）医療費	
	（2）障害見舞金・歯牙欠損見舞金	
	（3）死亡見舞金	
7	給付の制限・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	（1）第三者の加害行為による損害賠償	
	（2）他の法令による給付等との調整	
	（3）生活保護を受けている場合	
	（4）故意による災害や重大な過失による災害	
	（5）風水害、震災その他の非常災害を受けたとき	
8	不服審査請求・・・・・・・・・・・・・・・・	12
9	免責の特約・・・・・・・・・・・・・・・・	13

II 請求手続きについて

1	医療費・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	（1）申請から給付を受けるまでの流れ	
	（2）請求手続きに必要な書類	
	（3）請求時に保護者に行っていただくこと	
	（4）高額療養費に該当する場合の手続き	

2	障害見舞金	20
	(1) 請求手続きに必要な書類と留意事項	
	(2) 加重	
	(3) 障害見舞金認定の部位・種別	
	(4) 歯牙障害及び醜状障害	
3	死亡見舞金	24
4	供花料	24
5	歯牙欠損見舞金	24
	(1) 留意点	
	(2) 再植歯について	

**学校(園)又は通学(園)中のケガ等の
医療費は**
2年以内に
ご請求ください!

受診した月から**2年間** 請求を行わなかった場合は、
時効により給付が受けられなくなります。

全部請求した
かしら?



よくある請求漏れの理由

先生に書類を
渡したかな?



「医療等の状況」
を医療機関等に
証明いただいて
いない

初回の給付を
受けたが
継続分は未申請

全ての治療が
終了した後に
まとめて
請求しようと思
っていた

※医療費は『月ごと』に時効が発生します。

**「請求していないかもしれない」と思ったら
まず、学校(園)にご相談ください**

裁判や第三者委員会の調査等により、学校の管理下の災害であることが2年以上経過して
 判断された場合など、特別の事情があると認められる場合は、時効の利益を放棄します。

I 災害共済給付制度について

災害共済給付制度とは、学校教育の円滑な実施に資するため、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）と学校・保育所等の設置者（以下「設置者」という。）との契約（災害共済給付契約）により、学校・保育所等の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、設置者及び保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

1 加入対象となる学校・保育所等

義務教育諸学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校）の小学部及び中学部を含みます。
高等学校	高等学校（全日制、定時制及び通信制） 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。
高等専門学校	
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含みます。 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は「幼稚園」となります。
幼保連携型認定こども園	
高等専修学校	高等専修学校（昼間学科、夜間等学科及び通信制学科）
保育所等	児童福祉法第 39 条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業）を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設

※国立、公立、私立の別を問いません。

2 共済掛金の額

災害共済給付制度への加入は、設置者が保護者の同意を得た上で共済掛金を集め、設置者が管内の学校・保育所等分を取りまとめて加入の手続きをとります。

（児童生徒等 1 人当たり年額 単位：円）

学校種別		一般児童生徒等	要保護児童生徒
義務教育諸学校		920（460）	40（20）
高等学校 高等専修学校	全日制 昼間学科	2,150（1,075）	—
	定時制 夜間等学科	980（490）	—
	通信制 通信制学科	280（140）	—
高等専門学校		1,930（965）	—
幼稚園		270（135）	—
幼保連携型認定こども園		270（135）	—
保育所等		350（175）	40（20）

※（ ）内は沖縄県における共済掛金の額です。

※共済掛金は、義務教育諸学校は 4 割から 6 割、その他の学校・保育所等では 6 割から 9 割を保護者が負担し、残りを設置者が負担します。

※設置者が免責の特約を付けた場合は、左表の額に 1 人当たり 15 円（高等学校の通信制及び高等専修学校の通信制学科は 2 円）を加えた額が共済掛金の額になります。なお、免責の特約に係る分の掛金は、設置者が全額負担することとなります。

※「要保護児童生徒」とは、生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒をいいます。義務教育諸学校、保育所等の児童生徒については、生活保護法に医療扶助があるため、災害共済給付での医療費の支給を行わないことから、一般児童生徒等とは別に共済掛金の額を定めています。

3 給付の対象となる災害共済給付の範囲と給付金額

(1) 医療費

ア 給付の範囲

医療費は、その原因である事由が学校・保育所等の管理下で生じた負傷、学校給食に起因する中毒、その他の疾病でその原因である事由が学校・保育所等の管理下で生じたもののうち内閣府令で定めたものが給付対象になります。

【給付の対象となる疾病（内閣府令で定めたもの）】

・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水及びこれに起因する嚥下性肺炎 ・異物の嚥下又は迷入による疾病及びこれらに起因する疾病	・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等に起因する疾病 ・急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動に起因する疾病 ・心身に対する負担の累積に起因する疾病 ・負傷に起因する疾病
--	---

イ 給付金額

JSC は、医療保険各法（健康保険、国民健康保険等）に基づく療養に要する費用の額が1つの災害につき **500 点（5,000 円）以上**のものが医療費の給付対象となります。**保険外診療分（紹介状のない大病院の初診時の自費分、差額ベッド代等）・交通費等は給付対象になりません。**

医療費の給付金額は、保険診療の医療費総額の3割の額（療養に要する費用の算定額）に、保険診療の医療費総額の1割（療養に伴って要する費用）を加算した額になります。

なお、「入院に係る食事療養標準負担額」がある場合には、その額を加算して支給します。

【例】保険診療の医療費総額が 1,000 点（10,000 円）の場合

(A) 療養に要する費用の算定額

1,000 点（10,000 円）×3／10＝3,000 円（窓口での支払い額、自己負担分）

(B) 療養に伴って要する費用

1,000 点（10,000 円）×1／10＝1,000 円（1 割相当額、JSC 付加支給分）

（A）＋（B）＝4,000 円（JSC からの給付額）

【入院に係る食事療養標準負担額】

区分	負担額（1 食当たり）		
	R6.5.31 以前	R6.6.1 以降	R7.4.1 以降
住民税課税世帯	460 円	490 円	510 円
住民税非課税世帯	210 円	230 円	240 円
住民税非課税世帯で過去 1 年間の入院日数が 90 日を超える場合	160 円	180 円	190 円

(ア) 医療費助成制度を利用した場合の給付金額

乳幼児・子ども医療費助成制度等、国又は地方公共団体が負担して医療費を助成する場合は、災害共済給付の給付事由と重複する可能性があることから法令により調整して支給します。自治体の取扱いに応じて、窓口負担がある場合は、「自己負担額分＋医療費の 1／10」を給付額とします。

なお、災害共済給付を請求する際の医療費助成制度の利用に関しては、自治体により取扱いが異なり、自治体の条例等により、災害共済給付の対象となる医療費が医療費助成制度の対象とならない場合があります。

【例】保険診療の医療費総額が 1,000 点（10,000 円）で、乳幼児医療費助成制度を利用したため窓口負担がなかった場合

(A) 療養に要する費用の算定額

窓口での支払い額、自己負担分は 0 円

(B) 療養に伴って要する費用

1,000 点（10,000 円）×1／10＝1,000 円（1 割相当額、JSC 付加支給分）

（A）＋（B）＝1,000 円（JSC からの給付額）

(イ) 高額療養費に該当する場合の給付金額

① 高額療養費制度とは

健康保険法では、1つの家庭（世帯）が1か月あたりに負担する医療費の自己負担限度額を定め、患者の自己負担の軽減を図っています。自己負担限度額（所得に応じて異なる）を超えたときに、加入している健康保険に本人が申請手続きを行い、超えた分を高額療養費として払い戻しされます。

なお、事前に健康保険から「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関で提示した場合やマイナンバーカードを健康保険証として利用した場合は、医療機関ごとの入院費用の窓口負担額が自己負担限度額で済みますので、加入している健康保険への申請手続きは不要となります。

② 自己負担限度額とは

高額療養費の対象となる場合は、所得区分に応じて異なり、1か月に同じ病院等で受けた保険診療の医療費総額が次頁表（A）の対象額を超えた場合をいいます。その際の自己負担限度額は、下表（B）のとおりです。

また、同一世帯で同一月に単位療養額7,000点（70,000円）以上の療養が複数あったとき（本人が複数の医療機関で療養を受け、高額な療養を複数受けたとき又は同一世帯内の本人と兄弟姉妹等が学校・保育所等の管理下の災害で双方高額な療養を受けたときなど）は、それぞれの療養に要する費用の額を合算し、その合算額が次頁表（A）の対象額を超えた場合に高額療養費の対象になります。

【自己負担限度額】

所得区分			対象額（A）	自己負担限度額（B）
課税者ア	標準報酬月額	83万円以上	842,000円	252,600 + (医療費 - 842,000円) × 1%
	総所得金額	901万円超	[4回目以降] 467,000円	[4回目以降] 140,100円
課税者イ	標準報酬月額	53万円以上 83万円未満	558,000円	167,400 + (医療費 - 558,000円) × 1%
	総所得金額	600万円超 901万円以下	[4回目以降] 310,000円	[4回目以降] 93,000円
課税者ウ	標準報酬月額	28万円以上 53万円未満	267,000円	80,100 + (医療費 - 267,000円) × 1%
	総所得金額	210万円超 600万円以下	[4回目以降] 148,000円	[4回目以降] 44,400円
課税者エ	標準報酬月額	28万円未満	192,000円	57,600円
	総所得金額	210万円以下	[4回目以降] 148,000円	[4回目以降] 44,400円
住民税非課税世帯			118,000円	35,400円
			[4回目以降] 82,000円	[4回目以降] 24,600円

③ JSC の給付金額と健康保険の高額療養費の払い戻し例

入院にかかった総費用が800,000円の場合、窓口支払は3割負担分のため240,000円を支払います。課税者ウであれば、自己負担限度額（この場合85,430円）を超える支払いをしているため、健康保険に申請することにより払い戻しされます。

●医療機関での支払（課税者ウで入院の総医療費800,000円の場合）

窓口支払（3割負担分）：240,000円	
自己負担限度額 80,100円 + (800,000 - 267,000) × 1% = 85,430円	限度額を超えた金額（高額療養費） 240,000 - 85,430円 = 154,570円



健康保険から払い戻される額
※健康保険に申請しないと払い戻されません。

●JSCの給付金額

JSCの給付金額：165,430円（①+②）	
自己負担限度額 80,100円 + (800,000 - 267,000) × 1% = 85,430円…①	療養に伴って要する費用（医療費の1割） 800,000円 × 1/10 = 80,000円…②

(ウ) 治療用装具の給付金額

医師が必要と認め、治療中に装具製作会社、医療器材店又は医療機関において装具を購入した場合が給付対象になります。医療保険適用の装具を購入した場合は、いったん全額（10割分）負担し、保護者が保険者に申請することにより、装具代の7割が療養費として保険者から支給されます。

JSCの給付金額は、治療用装具の費用の3割（高額療養費に該当した場合はその限度額）に療養に伴って要する費用の1割を加えて支給します。

※松葉杖のレンタル代、医師以外の指示により購入したもの、スポーツ用品店などで購入したものは給付対象になりません。

(2) 障害見舞金

学校・保育所等の管理下での負傷又は疾病が治った後に後遺障害が残った場合は、その程度により、第1級から第14級の見舞金を支給します。

【障害見舞金の等級と給付額】

等 級	障害見舞金額
第1級	40,000,000 円 (20,000,000 円)
第2級	36,000,000 円 (18,000,000 円)
第3級	31,400,000 円 (15,700,000 円)
第4級	21,800,000 円 (10,900,000 円)
第5級	18,200,000 円 (9,100,000 円)
第6級	15,100,000 円 (7,550,000 円)
第7級	12,700,000 円 (6,350,000 円)
第8級	7,400,000 円 (3,700,000 円)
第9級	5,900,000 円 (2,950,000 円)
第10級	4,300,000 円 (2,150,000 円)
第11級	3,100,000 円 (1,550,000 円)
第12級	2,250,000 円 (1,125,000 円)
第13級	1,500,000 円 (750,000 円)
第14級	880,000 円 (440,000 円)

※（ ）内の金額は、通学（園）中及びこれに準ずる場合。

(3) 死亡見舞金

給付の範囲と見舞金額は、下表のとおりです。

給付の範囲		死亡見舞金額
学校・保育所等の管理下において発生した事件に起因する死亡及び管理下で発症した疾病に直接起因する死亡		3,000 万円 (1,500 万円)
突然死	運動などの行為に起因する突然死 (学校・保育所等の管理下において発生したもの)	3,000 万円 (1,500 万円)
	運動などの行為と関連のない突然死 (学校・保育所等の管理下において発生したもの)	1,500 万円

※（ ）内の金額は、通学（園）中及びこれに準ずる場合。運動などの行為と関連のない突然死は、通学（園）中及びこれに準ずる場合も同額です。

(4) 附帯業務

ア 供花料

学校・保育所等の管理下における死亡で、損害賠償を受けたこと等により死亡見舞金が支給されないものに対して、供花料として 17 万円を支給します。

要 件	給付事由が生じた日
①損害賠償の責めに任ずる者から賠償金が支払われた場合 (例：第三者加害行為による死亡で加害者・自賠責から死亡見舞金以上の賠償がされた場合)	損害賠償、保障又は給付を現に受けた日
②免責の特約を付した災害共済給付契約に基づき、JSC が支給した死亡見舞金の全額について当該学校・保育所等の設置者がその損害賠償の責めを免れた場合	
③児童生徒が他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担で給付等を受けたことにより死亡見舞金が支給されない場合（政府の保障事業制度）	
④高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により又は故意に死亡したことにより、死亡見舞金が支給されない場合	死亡した日

※供花料の「時効」は、①～④の区分ごとの給付事由が生じた日の翌日から2年間です。

イ 歯牙欠損見舞金

学校・保育所等の管理下における災害により生じた 1 歯以上の歯牙の欠損※に対して、1 歯につき8万円を支給します（障害見舞金（歯牙障害）の対象となるものを除きます。）。

令和3年4月1日以降に発生した災害（治ゆ又は症状固定した日ではありません。）について適用します。

※「歯牙の欠損」とは、永久歯が根から全部取れてなくなったもの（喪失歯）をいいます（治療過程で抜歯したものを含みます。）。破折は含みません。

ウ ヘき地学校の児童生徒に対する通院費

へき地地域（へき地教育振興法に規定する 3 級地、4 級地及び 5 級地）に所在する義務教育諸学校の児童生徒が学校の管理下の災害による負傷・疾病の治療のため、医療機関に通院した場合に通院日数に応じて 1 日当たり 1,000 円を支給します。

4 給付の対象となる学校・保育所等の管理下の範囲

給付の対象となる学校・保育所等の管理下の範囲は、以下のような場合です。

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（保育中を含みます。）	
例）	・各教科（科目）、道徳、自立活動、総合的な学習の時間、幼稚園・保育所等における保育中 ・特別活動中（学級活動、ホームルーム、児童・生徒会活動、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除など）
②学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合	
例）	・部活動、林間学校、臨海学校、夏休みの水泳指導、生徒指導、進路指導等
③休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合	
例）	・始業前、業間休み、昼休み、放課後（下校・帰宅後に学校に遊びに来た場合は含みません。）
④通常の経路及び方法により通学する場合（登園・降園を含みます。）	
例）	・登校（登園）中、下校（降園）中
⑤その他、これらの場合に準ずる場合として内閣府令で定める場合	
例）	・学校の寄宿舎にあるとき ・学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中 ・高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、学校教育法の規定により技能教育のための施設で教育を受けているとき

5 時効

災害共済給付を受ける権利は、その**給付事由が生じた日から2年間**請求を行わないときは、時効によって消滅します。「給付事由が生じた日」及び「時効の起算日」は、給付の種類ごとに次のように定めています。

(1) 医療費

給付事由が生じた日	その負傷・疾病について病院又は診療所に受診した日
時効の起算日	同一の負傷・疾病にかかる 医療費の月分ごとに翌月の10日の翌日（11日）

※初回の給付を受けていても、**2回目以降の継続分も療養月ごとに、時効の起算日から2年以内に請求しないと時効となります**ので、ご注意ください。

（例）災害発生日：令和7年7月16日

診療開始日：令和7年7月17日

療養月	時効の起算日	JSC 必着日
令和7年7月分 医療等の状況	令和7年8月11日	令和9年8月10日
令和7年7月分 調剤報酬明細書		
令和7年8月分 医療等の状況	令和7年9月11日	令和9年9月10日

(2) 障害見舞金・歯牙欠損見舞金

給付事由が生じた日	その障害の原因となった負傷・疾病が治った日又は症状固定した日
時効の起算日	負傷・疾病が治った日又は症状が固定した日の属する月の翌月10日の翌日（11日）

※歯牙欠損見舞金については、令和3年4月1日以降に発生した災害（治癒又は症状固定した日ではありません。）が適用となります。

（例）

症状固定日	時効の起算日	JSC 必着日
令和7年7月16日	令和7年8月11日	令和9年8月10日

(3) 死亡見舞金

給付事由が生じた日	死亡した日
時効の起算日	死亡した日の翌日 ただし、死亡が確認されない場合（行方不明の場合）は、失踪宣告された日の翌日です。

※供花料の時効については、7頁「(4) 附帯業務」の「ア 供花料」をご参照ください。

（例）

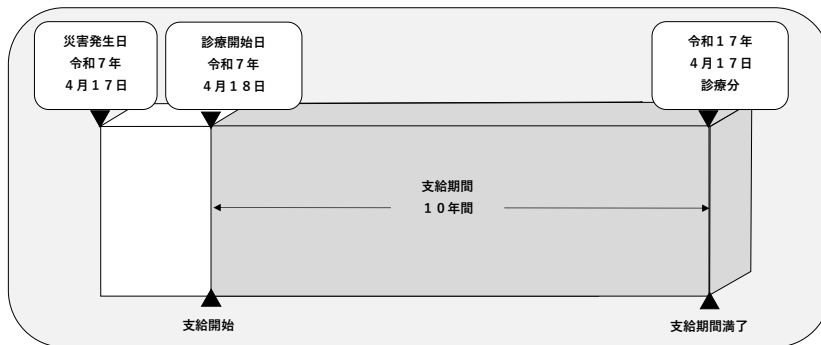
死亡日	時効の起算日	JSC 必着日
令和7年7月16日	令和7年7月17日	令和9年7月16日

*裁判や第三者委員会の調査等により、学校の管理下の災害であることが2年以上経過して判断された場合など、特別の事情があると認められる場合は、時効の利益を放棄します。

6 支給期間

(1) 医療費

同一の負傷・疾病に関する支給期間は、診療開始日から最長 10 年間で。



(2) 障害見舞金・歯牙欠損見舞金

障害の程度の評価は、原則として、療養の効果が期待し得ない状態となり、症状が固定したときに行うとされているため、医療費の支給開始後何年以内に障害になったものが給付対象ということはありません。

(3) 死亡見舞金

医療費の場合と同様、その原因である負傷・疾病の医療費の支給開始後 10 年以内の死亡である場合に支給します。

7 給付の制限

(1) 第三者の加害行為による損害賠償

災害共済給付の給付事由と同一の事由について、「当該災害共済給付に係る児童生徒等が、国家賠償法等により損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、災害共済給付を行わないことができる」とされています。多い事例としては、通学（園）中などの対自動車事故等があります。

ここでいう第三者とは、通学（園）中などに交通事故にあった場合の運転者、犯罪被害（変質者などによる災害）にあった場合の犯人、飼い犬にかまれた場合のその飼い主などをいいます。

ア 児童生徒間の加害行為による災害の場合

児童生徒間の加害行為による災害にあっては、被害児童生徒の救済という観点から JSC が支給を行い、実務上の取扱いとして、偶発的、不可避免的に起こったものについては、たとえ「けんか」の類であっても、個々の案件を勘案しつつ、原則、損害賠償の求償権^{*}の行使等を差し控えることとしています。

※求償とは、児童生徒等が第三者に対して有する損害賠償請求権を、JSC が災害共済給付金の支給と引き換えに代位取得し、この JSC が取得した権利を第三者に直接行使することを言います。

イ 児童生徒以外の第三者の加害行為による災害の場合

(ア) 自動車交通事故の場合

JSC の災害共済給付と損害賠償（自動車損害賠償保障法等）を二重に受けることができないため調整が必要となりますので、自動車損害賠償責任保険^{*}（以下「自賠責」という。）の手続きの状況を確認させていただきます。

※自動車損害賠償責任保険とは、「強制保険」あるいは「自賠責保険」とも呼ばれ、原動機付自転車（原付）などの自動二輪車を含むすべての自動車の保有者に加入が義務付けられています。事故が発生した場合に被害者への基本的な対人賠償を保障しています。自賠責の請求は、加害者からの請求だけでなく被害者からの請求もできます。

■加害者が判明している場合

加害者が特定され、警察も立ち会っている場合は、自賠責の手続きを取り、加害者から賠償を受けることになります。

自賠責の手続きには、警察の現場検証の後、各都道府県にある自動車安全運転センターが発行している「交通事故証明書」が必要となります。自賠責における補償は限度額が設定されていますが、限度額を超える場合は、加害者の任意保険（任意契約による損害保険会社との契約）にて補償されます。任意保険に加入していない場合は、加害者本人が自賠責との差額を支払うことになります。

■加害者が不明の場合（ひき逃げ等）

ひき逃げ等により加害者が特定できない場合でも、警察が立ち会い「交通事故証明書」が発行されると、自動車損害賠償保障法（自賠法）に基づく政府の自動車損害賠償保障事業※（政府の保障事業）による救済措置が受けられますので、必ず警察に届け出るようにしてください。

※自動車損害賠償保障事業とは、自賠責による救済の対象にならないような自動車事故（ひき逃げ事故や有効な自賠責保険がついていなかった場合）で負傷や死亡した被害者について、その損害が、健康保険等の社会保険による給付や加害者の支払い等によって十分に補償されない場合に、政府（国土交通省）がその救済を図るため損害のてん補（立替払い）を行う制度です。詳細は、損害保険会社等にご相談ください。



「自賠責」「自動車損害賠償保障事業」への請求は、全国の損害保険会社や農協等が窓口になっています。本人や保護者の加入の有無は関係ありません。



「交通事故証明書」が取得できないなど、第三者からの賠償が受けられない場合は、学校・保育所等へ報告してください。

（イ）（ア）以外の場合

飼犬にかまれた場合や自転車との接触事故等により、JSC の給付金を上回る損害賠償金を受領している場合は、その価額の限度において支給を受けられません。事故後、相手がその場を立ち去る等、損害賠償金を受領していない場合は、その旨を学校・保育所等へ報告してください。

（２）他の法令による給付等との調整

乳幼児・こども医療費助成制度等、他の法令の規定により国又は地方公共団体が負担して医療費を助成する場合は、その価額の限度において支給を行いません。給付金額については、５頁「（ア）医療費助成制度を利用した場合の給付金額」をご参照ください。

（３）生活保護を受けている場合

義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒のうち、生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒に係る災害については、医療費の支給は行いません。ただし、障害見舞金、死亡見舞金については給付対象になります。共済掛金は、一般児童生徒等より低い額となっています。共済掛金の額については、３頁「２ 共済掛金の額」をご参照ください。

（４）故意による災害や重大な過失による災害

ア 故意の犯罪又は故意による災害

高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生（以下「高校生等」という。）が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷したり、疾病にかかったり、死亡したときは、医療費、障害見舞金、死亡見舞金のいずれの支給も行いません（例、自殺・自傷行為）。ただし、高校生等がいじめ、体罰その他の当該高校生等の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により故意に死亡したとき等については、災害共済給付の対象になります。

上記、下線部分の取扱いは、平成 28 年 4 月 1 日以降に負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合に適用されます。平成 28 年 3 月 31 日以前に、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、適用されません。

イ 重大な過失による災害

高校生等が、自己の重大な過失により負傷したり、疾病にかかったり、又は死亡したときは、災害共済給付のうち、障害見舞金、又は死亡見舞金の支給の一部を行いません。

支給の一部を行わない場合は、障害見舞金・死亡見舞金の30%減額した額が支給されます。ただし、「特に許容すべき事情が認められる場合」には、20%を減額した額となります。

(5) 風水害、震災その他の非常災害を受けたとき

非常災害（風水害、震災、事変その他の非常災害であって、当該非常災害が発生した地域の多数の住民が被害を受けたものをいう。）による児童生徒等の災害については、災害共済給付を行いません。

8 不服審査請求

JSCの医療費、障害見舞金、死亡見舞金に関する決定に対して不服がある場合は、学校・保育所等の設置者、児童生徒等の保護者等及びその代理人が不服審査請求をすることができます。

なお、学校長や医療機関等の証明内容が変更された場合など、請求書類・内容に変更がある場合は、不服審査請求ではなく、再度、新たな書類により審査を行いますので、学校・保育所等にご相談ください。

不服審査請求の手続き等は、次のとおりです。

- ・不服審査請求は、JSC 担当部署で受理します。
- ・不服審査請求は、原則として当初決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に行わなければならないことになっています。
- ・不服審査請求は、当初決定のあった日から2年を経過したときは、行うことができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません（理由書の提出が必要となります。）。
- ・不服審査請求は、次の①～⑨の事項を記載したものにより行います。また、必要に応じて⑩を添付していただきます。

①児童生徒等の学校・保育所等名

②児童生徒等の学年(幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所等の場合は年齢)、性別

③児童生徒等の氏名

④児童生徒等の保護者(給付金の受給者)の氏名・住所及び加入児童生徒等との続柄

ただし、成年に達している生徒・学生が不服審査の請求者である場合は、必要ありません。

⑤当初決定を知った年月日

⑥不服審査請求の趣旨及び理由

⑦不服審査請求の年月日

⑧不服審査請求者の氏名及び住所(不服審査請求者が学校・保育所等の設置者である場合は、その名称及び所在地並びに代表者の氏名)

⑨代理人の請求の場合は、代理人の氏名及び住所

⑩添付書類（代理人専任の場合の委任状（原本）、不服審査請求の趣旨及び理由を医学的に証明する必要から添付する医師の診断書等）

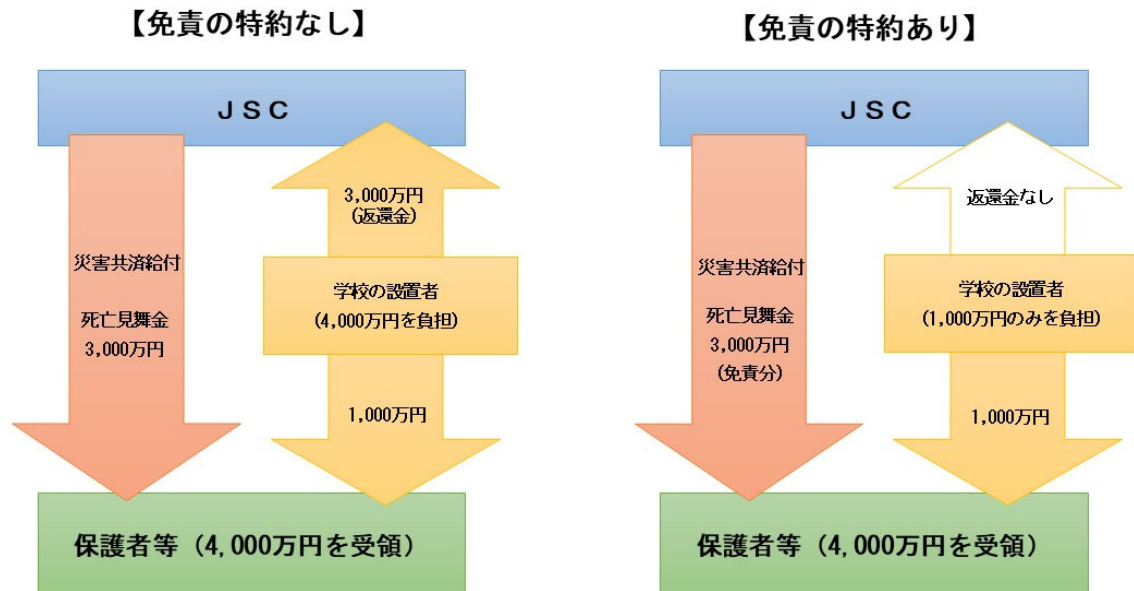
9 免責の特約

免責の特約とは、学校・保育所等の管理下における児童生徒等の災害について設置者の賠償責任が発生した場合において、JSC が災害共済給付を行うことにより、その価額の限度において賠償の責めを免れさせるものです。

設置者の突発的な財政負担の軽減を図り、災害共済給付契約の目的である「災害共済給付を行うことによって学校教育の円滑な実施に資する」という制度そのものの円滑な運用にも役立っています。

<参考事例>

学校の管理下の死亡により死亡見舞金を給付後、保護者から学校・設置者に対し、損害賠償請求がなされ、4,000 万円の損害賠償が決定した場合



Ⅱ 請求手続きについて

災害共済給付の請求は、学校・保育所等を通して行っていただきます。

請求書類は、学校・保育所等へ提出してください。設置者が管内の学校・保育所等の請求分を取りまとめて、毎月10日（死亡見舞金と供花料は随時）までにJSC 担当部署へ請求します。

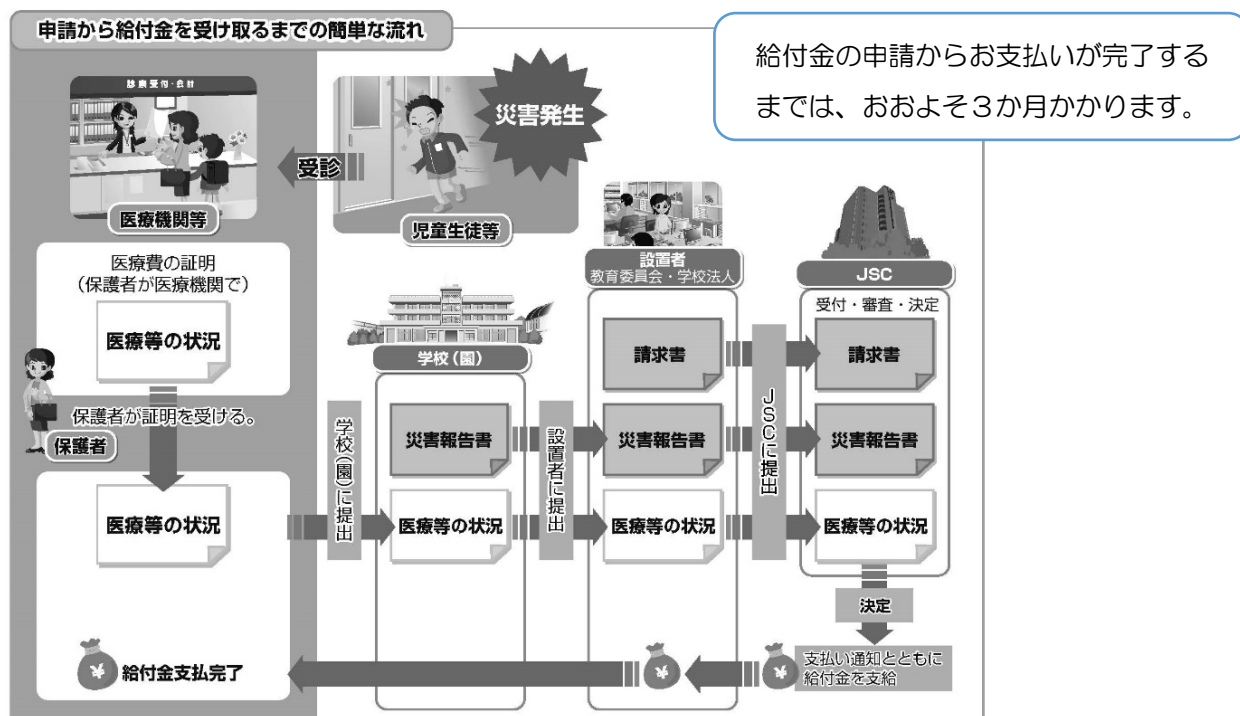
給付金は、原則、毎月月末にJSC から設置者の口座へ送金し、①設置者から保護者へ直接又は②設置者から学校・保育所等を通して保護者へお支払いすることになります。保護者への支払方法は、設置者又は学校・保育所等の取扱いによります。

※JSC へ提出した書類は、審査後返却いたしません。

1 医療費

(1) 申請から給付を受けるまでの流れ

医療機関等に1か月ごとに「(2) 医療費の請求手続きに必要な書類」の所定の様式に証明いただき、学校・保育所等へ提出してください。



* 通常は、各学校・保育所等をととして設置者から請求を行っていただきますが、児童生徒等の保護者自らが請求することもできます。この場合も、設置者を経由して、JSC へ請求を行っていただくことになります。

(独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第4条第2項)

(2) 請求手続きに必要な書類

医療費の月分ごとに2年間の時効がありますので、ご注意ください。(9頁「5 時効」参照)

No.	種 類 様式番号	証明機関	説 明
1	医療等の状況 別紙3(1)	病院 診療所 歯科医院	医療機関（病院、診療所又は歯科医院） に受診し、医療保険で療養を受けた場合に証明いただくものです。 ・医師が証明する用紙のため、公費負担医療制度記入欄以外は、保護者の加筆修正はできません。
2	医療等の状況 （柔道整復師分） 別紙3(3)	接骨院 あん摩・ マッサージ・ 指圧師	柔道整復師（接骨院など） の施術を受けた場合に証明いただくものです。 ・施術料金の10割分を証明していただきます。 ・あん摩・マッサージ・指圧師による施術は、疾病に対して診療担当医師の同意を得て、医療保険診療として施術を受けた場合のみ給付対象となりますので、 診療担当医師の同意書の写しを添付 してください。 ・カイロプラクティック、整体院等保険外の施術は給付対象になりません。

3	医療等の状況 (はり師、きゅう師分) 別紙 3 (4)	はり師、 きゅう師	はり師、きゅう師の施術を保険診療として受けた場合に証明いただくものです。 ・ 施術料金の 10 割分を証明していただきます。 ・ 疾病に対して、診療担当医師の同意を得て、医療保険診療として施術を受けた場合のみ給付対象となりますので、 <u>診療担当医師の同意書の写しを添付</u> してください。
4	治療用装具・生血明細書 別紙 3 (6)	病院 診療所 歯科医院 保護者	<u>医師に治療遂行上必要と認められ、当該傷病の治療中に購入し、装着した治療用装具</u> 、又は治療上必要な輸血のために血液を購入した場合に証明いただくものです。 ・ 様式の上半分は医師、様式の下半分は保護者に証明していただきます。 ・ 装具製作会社、医療器材店又は医療機関の領収書の写しを添付してください。 ・ <u>治療装着年月と同月の「医療等の状況」と一緒に請求</u> してください。
5	調剤報酬明細書 別紙 3 (7)	保険薬局	医師が診察して出す処方箋により <u>保険薬局から薬を購入した場合</u> に証明いただくものです。 ・ 同月の「医療等の状況」と一緒に請求してください。
6	医療等の状況 (自由診療入院分) 別紙 3 (2) (ア)	病院 診療所	医療機関に受診(入院)し、自由診療(保険診療の対象となる療養部分に限る)で療養を受けた場合に証明いただくものです。
7	医療等の状況 (自由診療外来分) 別紙 3 (2) (イ)	病院 診療所	医療機関に受診(外来)し、自由診療(保険診療の対象となる療養部分に限る)で療養を受けた場合に証明いただくものです。
8	医療等の状況 (自由診療歯科分) 別紙 3 (2) (ウ)	歯科	医療機関(歯科)に受診し、自由診療(保険診療の対象となる療養部分に限る)で療養を受けた場合に証明いただくものです。
9	訪問看護明細書 別紙 3 (5)	訪問看護 ステーション	重度障害者で在宅看護が認められ、看護師等の訪問による在宅看護サービスを受けた場合に証明いただくものです。
10	高額療養状況の届	保護者 (事業所)	単位療養額 7,000 点(70,000 円)以上の請求金額がある場合に提出していただきます。 詳しくは、17 頁「(4) 高額療養費に該当する場合の手続き」をご覧ください。 記入方法の説明動画(YouTube)も参考にしてください→ https://www.youtube.com/watch?v=T9H_ZUzi5n8



* 上表の他、医療費の認定に必要とする書類の提出をお願いする場合があります。

(3) 請求時に保護者に行っていただくこと

- ① 学校・保育所等の管理下での災害により医療機関を受診する予定であること又は受診したことを学校・保育所等の先生に報告してください。
- ② 学校・保育所等の先生から「医療等の状況」等の用紙を受け取り、受診した医療機関に証明していただく。医療費助成制度を利用した場合は、「医療等の状況」及び「調剤報酬明細書」の下方の公費負担医療制度の利用状況の証明欄に記入してください。

公費負担医療制度記入欄の記入例

医療機関で診療を受け、公費負担医療制度は「子ども医療費助成制度」を利用し、自己負担額が 500 円の場合

【お願い】上記証明において公費負担医療制度の利用状況について下欄の記入にご協力ください。(※該当する項目に□をつけてください。)		
①記入者*	②公費負担医療制度*	□乳幼児 □ひとり親 □子ども医療助成 □障害者総合支援法*
☒ 保護者 ☐ 学校(園) ☐ 設置者 ☐ 医療機関	☐ 利用なし(記入終了) ☒ 利用あり(右欄記入)	☐ その他 (利用している制度を記入)
		自己負担額 (「利用あり」の場合に記入)
		500 円

- ③ 高額療養費に該当する場合は、「高額療養状況の届」を記載してください。診療報酬請求点数によっては所得の証明が必要です。詳細は、17 頁「(4) 高額療養費に該当する場合の手続き」をご覧ください。
- ④ 治療用装具を購入し、装着した場合は、医療機関に「治療用装具・生血明細書」(別紙 3 (6))を証明していただくとともに、保護者証明欄に記載し、治療用装具の領収書の写しを添付して提出してください。

◆医療機関等へ「医療等の状況」等を証明いただく際のお願い◆

「医療等の状況」等を医療機関等に証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師のみなさまの特別の配慮によりご協力をいただいています（法律等で無料と定められているものではありません。）。

- ・「医療等の状況」等の証明を受ける場合は、医師等の都合を確かめてからお願いしてください（用紙を持参してもその場ですぐに書いていただけない場合もあります。）。
- ・証明を依頼するに当たっては、ていねいをお願いしてください。



（４）高額療養費に該当する場合の手続き

ア 「高額療養状況の届」を添付する場合

「医療等の状況」の診療報酬請求点数又は「治療用装具・生血明細書」の装具費用が7,000点（70,000円）以上の場合※に「高額療養状況の届」を添付してください。

※「7,000点（70,000円）以上の場合」とは

入院と外来がある場合や別の医療機関に受診している場合等は、

- ・それぞれが7,000点（70,000円）未満の場合は、合算しません。
- ・7,000点（70,000円）以上が2つ以上ある場合は合算します。

*入院に係る食事療養標準負担額や差額ベッド代、保険外診療分は含まれません。

イ 「高額療養状況の届」の記載方法及び添付資料

（ア）診療報酬請求点数が7,000点（70,000円）以上19,200点（192,000円）以下の場合

療養月に応じて、様式上段の①～⑤及び保護者氏名欄を記入してください（19頁『エ「高額療養状況の届」の記入例』参照）。

（イ）診療報酬請求点数が19,200点（192,000円）を超える場合

（ア）を記入していただくほか、保護者が加入する健康保険の区分により、次の証明が必要です。なお、住民税非課税の方は、次の証明は不要です。

①国民健康保険以外に加入の方

様式下段の「標準報酬月額等に関する証明（事業所における記載欄）」を事業所に証明していただいでください。

②国民健康保険に加入の方

市区町村役場が発行する同一の世帯全員の年間総所得額が記載された「所得課税証明書」又は加入員（所得のある方）全員の「所得課税証明書」（療養年に適用されていた課税状況が分かる書類*）を添付してください。

※療養月が4月～7月の場合は前年度の「所得課税証明書」を、1月～3月、8月～12月の場合は療養月の属する年度と同年度の「所得課税証明書」を添付していただきます。

〈例〉

- ・令和7年7月診療分の場合
「令和6年度所得課税証明書」（令和5年分の所得を記載したもの）
- ・令和7年8月診療分の場合
「令和7年度所得課税証明書」（令和6年分の所得を記載したもの）

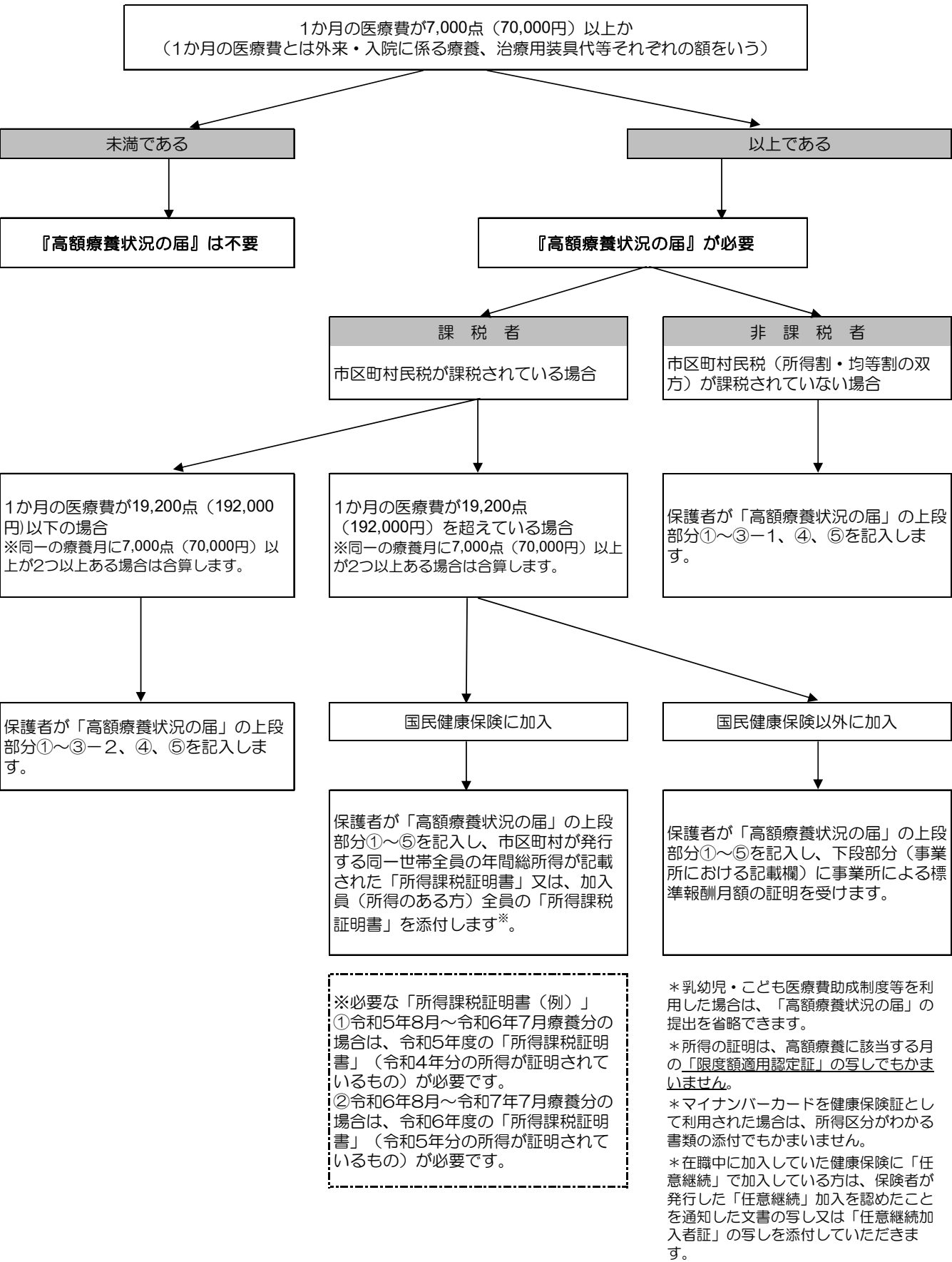
*在職中に加入していた健康保険に「任意継続」で加入している方は、保険者が発行した「任意継続」加入を認めたことを通知した文書の写し又は「任意継続加入者証」の写しを添付してください。

*所得の証明は、高額療養に該当する月の「限度額適用認定証」の写しでもかまいません。

*マイナンバーカードを健康保険証として利用された場合は、所得区分がわかる書類の添付でもかまいません。

*乳幼児・こども医療費助成制度等を利用した場合は、「高額療養状況の届」の提出を省略できます。

ウ 「高額療養状況の届」の添付要件フローチャート



エ 「高額療養状況の届」の記入例

記入例

高額療養状況の届

保護者の方へ（①～⑤について記入してください。）

- この用紙は、独立行政法人日本スポーツ振興センターに医療費の請求をするために使用し、一か月の医療費の外来・入院に係る療養・治療費等（診療費）のいずれかの額が7,000点（7万円）以上となった場合に必要となります（医療保険の高額療養費の対象となる場合は調整が必要になるため）。
- 学校等へ提出するに当たり、封筒に学校等の名称、児童生徒等の氏名を必ず記入の上、封入し提出してください。

①児童生徒等の氏名	安全 太郎	②7,000点以上となった療養の年月	令和〇年4月
-----------	-------	--------------------	--------

③-1 保護者について、市区町村税の課税の有無について記載してください。（該当する口の箇所に✓印を付けてください。）
※ここに記載する保護者とは、被災児童生徒等が加入している医療保険の被保険者になります。国民健康保険加入の場合は、世帯の代表者たる世帯主（納税義務者）、被災生計が独自に生計を立てている場合は本人について記載してください。

☒ 課税されている	☐ 課税されていない
---	-----------------------------------

③-2 課税されている場合 → 課税されていない場合は④、⑤へ

☒ ②の療養年度の医療費が19,200点（192,000円）を超えている	☐ ②の療養年度の医療費が19,200点（192,000円）以下
--	---

③-3 超えている場合 → 19,200点以下の場合は④、⑤へ

☐ 国民健康保険に加入している → 市区町村役場が発行する「所得課税証明書」を添付してください
※市区町村役場が発行する、同一の世帯全員の年間総所得額が記載された「所得課税証明書」又は、加入員（所得のある方）全員の「所得課税証明書」（療養年度に適用されていた課税状況が分かる書類）を添付してください。
 ※②の療養年度が4月から7月の場合は前年度の所得課税証明書を、1月から3月、8月から12月の場合は療養年度の属する年度と同一年度の所得課税証明書を添付してください。

☒ 国民健康保険 以外 に加入している → この用紙下段の「標準報酬月額等に関する証明」を記載してください
※保護者のお勤めの事業所にて、標準報酬月額等の証明をしていただけてください。

④ ②の療養年度と同じ月に、被災児童生徒等の兄弟姉妹等が学校等の管理下の災害で、一か月の医療費が7,000点以上かかり、その医療費をセンターに請求しているものがある場合は記載してください。（該当がない場合記載の必要はありません。）

兄弟姉妹等の氏名	安全 花子	学校（保育所等）名称	学校法人〇〇学園〇〇幼稚園
		学校（保育所等）所在地	〇〇市〇〇町〇-〇-〇

⑤ 同一の世帯で、②の療養年度を起算月として過去1年間に医療保険各法により高額療養費を支給された、又は支給される予定の回数を記載してください。（該当の回数の口に✓印を付けてください。）

☐ 1回 ☐ 2回 ☒ 3回以上 ☐ 該当なし

※ここでの「同一の世帯」とは同じ健康保険証（組合員証）に加入されている者をいい、生計が同じ世帯であっても「同一の世帯」にはならない場合があるのでご注意ください。

上記のとおりです。

令和〇年6月1日

保護者氏名 安全 一郎

標準報酬月額等に関する証明 (事業所における記載欄)	事業所担当者の方へお願い	
	この証明は、申請者（貴所属の従業員）のご家族（又は本人）が、学校等の管理下の災害にあり、独立行政法人日本スポーツ振興センターに災害共済給付の請求を行うために必要とするものです。お手数ですが、以下の項目について証明していただくようお願いいたします。	
	証明を受ける者（従業員）の氏名	安全 一郎
	療養のあった年月に係る健康保険等の標準報酬月額等	令和〇年4月現在 (※上記②の療養年月) 480 千円

上記のとおりであることを証明します。
 令和〇年6月1日

事業所名 株式会社〇〇〇〇〇
 事業所長の役職・氏名 代表取締役社長 健康 太郎

注1 上記に係る証明などの必要書類は、その内容に変更があったり、一定の期間を経過した場合など、必要に応じて再提出していただきます。
 2 この用紙は、日本産業規格A4縦型とします。

【注意点】

高額療養費に該当する場合は自己負担限度額に総医療費の1割を加えた額を支給します。

①②は記載もれのないようにご注意ください。

③-1は、該当するものにチェックを入れてください。
 ※国民健康保険加入の場合は、世帯の代表者たる世帯主（納税義務者）、被災生計が独自に生計を立てている場合は本人について記載してください。

③-2は、同一の療養月に7,000点以上が2つ以上ある場合は、合算してください。

③-3は、1か月の医療費が19,200点を超えていて、国民健康保険に加入の場合は、「所得課税証明書」を添付してください。

④は、兄弟姉妹等で、医療費が7,000点以上かかり、その医療費をJSCに請求している場合のみ記載してください。

⑤は、該当するものにチェックを入れてください。
 ※「高額療養状況の届」を提出した回数ではありません。

お勤めの事業所にて記載いただきます。

記入方法の
説明動画は
こちら▶



https://www.youtube.com/watch?v=T9H_ZUzi

オ 「高額療養状況の届」の提出方法

「高額療養状況の届」及びその添付資料は、個人の所得状況が分かる資料のため、学校・保育所等の名称と被災児童生徒名を記入した封筒に入れて学校・保育所等へ提出してください。

なお、学校・保育所等及び設置者へは、保護者から受け取った「高額療養状況の届」が入った封筒は開封せずに、そのままJSC担当部署へ提出していただくようお願いしています。

◎ 高額療養費に該当した場合の給付額については、6ページの「(イ) 高額療養費に該当する場合の給付金額」をご参照ください。



2 障害見舞金

障害見舞金の請求は、治癒又は症状固定後（視力障害・聴力障害・醜状障害については治癒から6か月経過後）に医療機関に所定の様式に証明していただき、学校・保育所等へ提出してください。

※JSC へ提出した書類は、エックス線写真等を除き、審査後返却いたしません。

（1）請求手続きに必要な書類と留意事項

【各種様式】

No.	種類・様式番号	証明機関	説 明
1	障害診断書 別記様式第8 別紙2	病院 診療所 歯科	障害の状況の詳細を医師に証明していただくものです。
2	脳損傷又はせき髄損傷による障害の状態に関する意見書 別記様式第1	病院 診療所	脳損傷又はせき髄損傷による障害が残った場合に、その状態に関して、医師に証明していただくものです。
3	非器質性精神障害の障害の状態に関する意見書 別記様式第2	病院 診療所	非器質性の精神障害が残った場合に、その状態に関して、医師に証明していただくものです。

【その他請求手続きに必要な添付書類と留意事項】

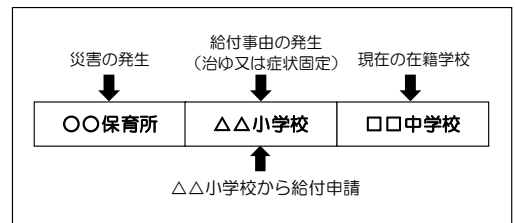
障害ごとの必要な添付書類と医師に障害状況を証明していただく際の留意事項は、以下のとおりです。

※下表に記載している書類以外にも添付書類の提出をお願いすることがあります。

視力障害	・障害診断書には、治癒後6か月を経過した時点の証明をしていただいでください。 ・障害診断書へは次の内容の証明を受けます。 [受傷した側の視力] ①裸眼 ②矯正（眼鏡：常用の可否を含む） ③矯正（コンタクトレンズ） ※眼鏡の常用が否の場合、コンタクトレンズによる矯正視力の証明が必要となります。 [受傷していない側の視力] ①裸眼 ②裸眼視力が0.6以下の場合は上記②、③の視力
視野障害	・ゴールドマン型視野計測表*を添付してください。 ※視野及び暗点がV/4指標で測定されていることがわかるもの（ゴールドマン型視野計測表の右下の表には、計測した指標が記録されるので、その記録が表示されているもの）
聴力障害	・障害診断書には、治癒後6か月を経過した時点の証明をしていただいでください。 ・平均純音聴力レベルは、周波数が500ヘルツ、1,000ヘルツ、2,000ヘルツ及び4,000ヘルツの音に対する聴力レベルを測定し、6分式により求めたものの証明をしていただいでください。
嗅覚障害	・T & T オルファクトメータによる損失値を測定してください（嗅覚脱失の場合はアリナミン静脈注射（「アリナミンF」を除く。）による検査所見でも可）。
歯牙障害	・障害診断書へは次の内容の証明をしていただいでください。 ①歯牙の破折、亀裂の部位と程度（図示） ②欠損の部位 ③最終的な処置方法 ・詳細は、22頁「（4）歯牙障害及び醜状障害」をご参照ください。
受傷部位の疼痛	・障害診断書には、疼痛の部位、性状、強度、頻度、持続時間、学校（日常）生活において痛みにより支障が生じていることについて証明をしていただいでください（神経症状の検査をしている場合は、その検査名及び検査結果を記載していただいでください。）。 ・エックス線写真、MRI等の画像診断がある場合は、必要に応じて提出を依頼することがあります（審査終了後、返却します。）。
醜状障害	・醜状部分の写真を添付してください。詳細は、22頁「（4）歯牙障害及び醜状障害」をご参照ください。
せき柱及びその他の体幹骨、上下肢の障害	・欠損障害はエックス線写真、変形障害はエックス線写真及びその部分を含めた部位の写真を添付してください（審査終了後、返却します。）。 ・運動障害及び機能障害については、原則として他動運動による可動域を測定していただいでください。
手指・足指の指骨等の欠損障害	・医療機関で撮影した欠損部のエックス線写真を借用してください（審査終了後、返却します。）。

【請求時の留意事項】

- ・生徒等が成年に達している場合は、受給者は本人となります。
- ・災害が発生したときの学校や現在の在籍校に関わらず、「給付の事由」（治ゆ又は症状固定）となった学校から請求していただきます（右図参照）。
- ・治ゆ又は症状固定後の医療費は、支給対象になりません（除細動器又はペースメーカーの植込み後及び歯牙障害の一部を除く。）。障害見舞金の請求は、治療をすべて終えた後に行ってください。



（２）加重

既に障害のあった児童生徒等*が学校・保育所等の管理下の災害によって、同一の部位についてその障害の程度を重くした場合を「加重」といい、加重した限度で障害見舞金の支給を行います。認定にあたっては、診療担当医師に既に存していた障害等級表に定められている程度の障害を証明していただく必要があります。

※「既に障害があった児童生徒等」とは、災害の発生前に、既に障害等級表に定められている程度の障害（先天性のものも含む）が存していた者をいいます。

【例】学校・保育所等の管理下によるものであるかないかを問わず、既に第13級の障害を持っていた生徒が、新たな学校・保育所等の管理下の災害により同一部位に第10級の障害を残すこととなった場合は、その加重した限度で障害見舞金の支給が行われることから、第10級の障害見舞金の額と第13級の障害見舞金の額の差額を支給します。

（３）障害見舞金認定の部位・種別

障害の主な部位と種別は下表のとおりです。

部位	障害種別	残存する症状・後遺症
眼	視力障害	・症状固定又は治ゆ後 6 か月の時点で眼鏡又はコンタクトレンズによる矯正視力が 0.6 以下になった
	調節機能障害	・調節力が通常の 2 分の 1 以下に減じた
	運動障害	・複視（物が二重に見える）がある
	視野障害	・半盲症、視野狭窄、視野変状がある
歯牙	歯牙障害	・3 本以上の歯牙が欠損又は破折し、その部位に歯科補綴を加えた ・切（門）歯について、抜歯あるいは完全脱落（歯根を含む。）し、再植できない歯が 2 本以上ある
耳	聴力障害	・症状固定又は治ゆ後 6 か月の時点で、聴力の著しい低下、難聴、耳鳴がある
顔面	醜状障害	・症状固定又は治ゆ後 6 か月の時点で顔面に 3cm 以上（乳幼児・低学年は 2.5cm 以上）の目立つ瘢痕が残った
上肢	醜状障害	・症状固定又は治ゆ後 6 か月の時点で手のひら大以上の目立つ瘢痕が残った
下肢	機能障害	・上肢若しくは下肢の関節の可動域が制限（4 分の 3、2 分の 1、強直）された
手指	欠損障害	・指骨の一部を失った ・指の全部又は一部を失った
	機能障害	・手指の可動範囲が制限（2 分の 1、強直）された
神経系統	神経系統又は精神の障害	・高次脳機能障害、身体性機能障害、非器質性精神障害等が残った
胸腹部臓器	胸腹部臓器の障害	・負傷その他により、内臓に欠損・機能障害が残った

※上表に示したものは障害認定の目安です。提出された障害診断書等の書類を審査の上、決定します。

※上表以外にも障害見舞金に該当する障害があります。詳細は、障害等級認定の基準をご参照ください。

障害等級の認定基準は、災害共済給付 Web からご覧いただけます。

（災害共済給付 Web トップページ→「災害共済給付」→「災害共済給付制度について」→「関係法令」→「独立行政法人日本スポーツ振興センター障害等級認定の基準に関する規程」）

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/seido/hourei/tabid/79/Default.aspx>

(4) 歯牙障害及び醜状障害

問合せの多い歯牙障害及び醜状障害についてご説明します。

ア 歯牙障害

(ア) 歯科補綴を加えたものとは

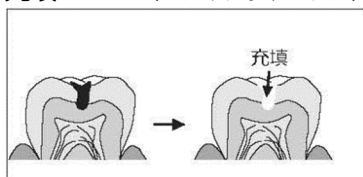
学校・保育所等の管理下の災害で、歯牙の欠損^{※1}（脱落）、あるいは、歯冠の崩壊^{※2}により架工義歯、有床義歯、歯冠継続歯、前装鑄造冠、全部鑄造冠、部分鑄造冠のうち前歯 3/4 冠・臼歯 4/5 冠、ジャケット冠、金属冠による歯冠修復を行ったもの（メタルボンド等も歯数に数えます。）をいいます。

※1 欠損とは………歯が根から全部取れてなくなったもの（治療過程で抜歯したものも含む。）

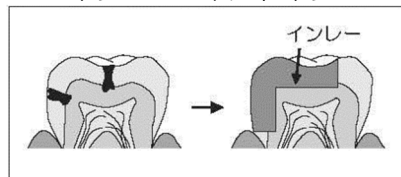
※2 歯冠の崩壊とは……歯冠部あるいは歯根部に破折、亀裂があるもの

次による歯冠修復は、歯科補綴の歯数に算入できません。

充填 ※CR（コンポジットレジン）充填など



インレー・ポストインレー

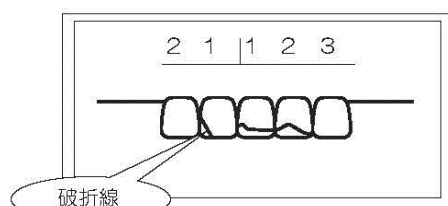


【留意点】

- 欠損が大きい場合又は隙間があるため、現実に欠損した歯数以上の補綴を行った場合も、現実に欠損した歯数を歯科補綴を加えた歯数とします。
- 欠損歯が過剰歯である場合も、歯科補綴を加えた歯数に算入します。
- 欠損歯が乳歯である場合は、歯科補綴を加えた歯数に算入しません。ただし、後継永久歯がない乳歯の場合は、歯科補綴を加えた歯数に算入します。
- 歯牙の欠損あるいは歯冠の崩壊が歯科補綴を加えたものとして認められる程度のものである場合は、現に補綴を加えていなくても歯科補綴を加えたものとして等級を認定します。

（給付事例） 1 1 2 の前歯3本を負傷した場合

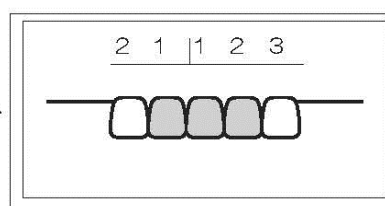
負傷時



□ = 健全歯

□ = 破折歯

修復後



■ = メタルボンド・ポーセレン冠で修復

この場合、「3本以上に対し歯に歯科補綴を加えたもの」の基準に該当します。

(イ) 切（門）歯が2歯欠損（脱落）した場合

切（門）歯が2歯欠損の場合は、隣在歯の状態を考慮することなく14級の認定ができます。

切（門）歯とは、上の前歯 2 1 | 1 2 と下の前歯 2 1 | 1 2 の8本をいいます。

(ウ) 再植歯について

学校・保育所等の管理下の災害で脱落した歯牙を再植した場合は、歯科補綴を加えた歯数に算入しませ

ん。ただし、次の場合は医療費の支給を行い、基準に該当する場合は障害見舞金の対象になります。

- ①一度再植した歯が、再び学校・保育所等の管理下の災害で脱落したとき
- ②再植歯が歯根吸収等により、無事故的に脱落し、かつ、その脱落が当初の負傷についての医療費の支給開始後 10 年以内であるとき

イ 醜状障害

(ア) 醜状障害の認定基準

部 位		基 準
外貌	頭部	・ほぼ鶏卵大面以上の瘢痕 ・頭蓋骨のほぼ鶏卵大面以上の欠損
	顔面部	・ほぼ 10 円銅貨大以上の瘢痕 ・長さほぼ 3cm 以上の線状痕(乳幼児、低学年(小学 1・2 年)は 2.5cm) ・顔面神経麻痺の結果として現れる「口のゆがみ」
	耳部又は鼻部 頸部	・耳殻軟骨部の一部を欠損した場合 ・鼻軟骨部の一部又は鼻翼を欠損した場合 ・ほぼ鶏卵大面以上の瘢痕
露出面	上肢部	・上肢(肩関節以下)の露出面に手のひら大以上の醜いあとを残すもの
	下肢部	・下肢(股関節以下)の露出面に手のひら大以上の醜いあとを残すもの
体幹	胸部又は腹部	・胸部、腹部それぞれの 1/2 程度の醜状を残すもの
	背部及び臀部	・背部及び臀部の全面積の 1/4 程度の醜状を残すもの

(イ) 障害診断書を証明していただく際の留意点

- ・治癒後 6 か月以上経過した後か、症状が固定した後に証明を受けてください。
- ・瘢痕の大きさ(長さ、幅等の数値)、瘢痕の状態(隆起、陥没、色素沈着等)の証明をしていただいでください。図で示せるもの(瘢痕の位置・範囲)については、図で示していただいでください。
- ・医療保険適用による形成手術を受ける予定の有無を記載していただいでください。医療保険適用による形成手術を受ける予定がある場合は、すべての治療の終了後に請求を行っていただくことになります。

(ウ) 瘢痕部分の写真を提出する際の留意点

①添付する写真

障害の程度を判別するために瘢痕部分及びその部位を撮影したカラー写真 2～3 枚が必要になります。

外貌の場合	・胸から上の部分(顔面部の場合は、瘢痕が写った顔全体の写真を添付。) ・瘢痕の部分 ・頭部の場合は、髪の毛をおろした通常の状態の写真を添付。
上肢又は下肢の場合	・上肢又は下肢の全体 ・瘢痕の部分(「手のひら」等、程度を明らかにするものと一緒に撮影。)
体幹(胸腹部又は背臀部)の場合	・該当部位の全体 ・瘢痕の部分

※**醜状障害は、写真も審査において重要です。必ず、瘢痕が分かりやすく撮影されている上表の部分の写真を提出してください。**

※ストロボは使わずに、自然光で撮影してください。

②写真を撮影する時期

- ・治癒から 6 か月経過後
- ・症状固定後(災害発生から症状固定までの期間が 6 か月未満の場合は、原則として、災害発生日から 6 か月経過後に撮影した写真を添付してください。)

③写真の提出方法

- ・児童生徒等の名前・学校名については、個人情報保護の観点から記載しないようにしてください。
- ・写真は日付を入れて撮影していただくか、裏面に撮影日を記入してください。

- ・デジタルカメラによる写真は、写真専用紙（L判）で提出してください。CD-ROMなどのデータでの提出はできません。

【注意】

デジタルカメラによる写真を加工し、申請した場合は、不正行為にあたります。判明した時点で、認定を取り消し、詐欺行為による申請として関係当局に報告するなどの対策を講じることになりますので、絶対に行わないでください。

3 死亡見舞金

死亡見舞金の請求は、「死亡診断書」又は「死体検案書」の原本（写しは不可）を学校・保育所等に提出してください。

なお、死亡見舞金の認定に必要な資料として第三者調査委員会調査結果等の提出をお願いする場合があります。

※行方不明の場合は、死亡診断書に替えて失踪宣告審判書（原本）を提出してください。

4 供花料

供花料の請求は、原則、学校・保育所等が書類を作成して請求します。

なお、供花料の認定に必要な資料として第三者調査委員会調査結果等の提出をお願いする場合があります。

5 歯牙欠損見舞金

歯牙欠損見舞金の請求は、治ゆ又は症状固定後に別記様式第3「歯牙欠損診断書」に証明していただき、学校・保育所等へ提出してください。

（1）留意点

- ・破折は、欠損した歯数に算入しません（8頁の※参照）。
- ・欠損補綴歯（欠損補綴を加えたもの）の脱落等は、欠損した歯数に算入しません。
- ・欠損歯が過剰歯である場合も、欠損した歯数に算入します。
- ・欠損歯が乳歯である場合は、欠損した歯数に算入しません。ただし、後継永久歯がない乳歯の場合は、欠損した歯数に算入します。

（2）再植歯について

学校・保育所等の管理下の災害で脱落した歯牙を再植した場合は、欠損した歯数に算入しません。ただし、次の場合は医療費の支給を行い、歯牙欠損見舞金の対象になります。

- ①一度再植した歯が、再び学校・保育所等の管理下の災害で脱落したとき
- ②再植歯が歯根吸収等により、無事故的に脱落し、かつ、その脱落が当初の負傷についての医療費の支給開始後10年以内であるとき

災害共済給付に関するご質問は、
災害共済給付 Web の「よくあるご質問」をご確認ください！

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/818/Default.aspx>

